

綾瀬市保育所等光熱費高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気料金及びガス料金（以下「光熱費」という。）の高騰の影響を受けている保育所等及び放課後児童クラブが今後も安定的な運営を継続できるよう、綾瀬市保育所等光熱費高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 綾瀬市内に所在し、次のいずれかに該当する施設（以下「保育所等」という。）の設置者又は長
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）
 - イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
 - ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行うための施設
 - エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）
- (2) 綾瀬市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）第2条第3号に規定する団体であって、同要綱第3条各号に掲げる要件を備えているもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、保育所等又は綾瀬市内の民設放課後児童クラブの運営、維持等に要した光熱費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 申請に係る年度（以下「申請年度」という。）の前年度に対象者が支払った電気料金の総額に0.3を乗じた額を上限として、申請年度に対象者が支払った電気料金の総額から申請年度の前年度に対象者が支払った電気料金の総額を減じた額
 - (2) 申請年度の前年度に対象者が支払ったガス料金の総額に0.43を乗じた額を上限として、申請年度に対象者が支払ったガス料金の総額から申請年度の前年度に対象者が支払ったガス料金の総額を減じた額
- 2 前項の規定による補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 対象経費の額が確認できない月があるときは、申請年度及び申請年度の前年度における当該月に係る対象経費を0として算定するものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。この場合において、対象経費の額が確認できず、支払予定額で申請するときは、上限額で申請するものとし、第3号の書類の添付を要しない。

- (1) 光熱費調書（第2号様式）
- (2) 光熱費内訳書（第3号様式）
- (3) 光熱費の領収書等対象経費の額が確認できる書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に対して綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、規則第12条第1項ただし書の規定により提出を要しない。ただし、第5条後段の規定を適用した場合は、当該対象者

は、綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に第5条各号に掲げる書類を添えて、同条の市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、実績報告書を受けたときは、その報告の内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を当該報告を行った者に対して綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。
(補助金の返還)

第8条 市長は、規則第14条の場合のほか、前条第2項の額の確定により補助金の額が減じた場合において、既に補助金が交付されているときは、その一部又は全部を返還させるものとする。

(書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

年度綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 施設名
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 光熱費調書（第2号様式）
 - (2) 光熱費内訳書（第3号様式）
 - (3) 対象となる経費が確認できる書類（光熱費の領収書等）

第2号様式（第5条関係）

光 熱 費 調 書

施設名

区分	当該年度総額 A	前年度総額 B	差引額	補助上限額	補助申請額
			A-B C	前年度総額×上限率 (電気30%・ガス43%) D	CとDを比較して少ない方 の額 E
電気料金	円	円	円	円	円
ガス料金	円	円	円	円	円
合計					円

第3号様式（第5条関係）

光 熱 費 内 訳 書

区分 支払月	電気料金		ガス料金	
	当該年度	前年度	当該年度	前年度
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

各種料金が確認できる資料を添付すること。

第4号様式（第6条関係）

綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金
交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

印

年　　月　　日付けで申請がありました　　年度綾瀬市保育所等及び放課
後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金の交付については、綾瀬市保育所等及び放課
後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決
定しましたので通知します。

- 1 施設名
- 2 決定の区分　　交付・不交付
- 3 補助金額　　円
- 4 補助条件
- 5 不交付の理由

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

年　　月　　日付けで決定を受けた　　年度綾瀬市保育所等及び放課
後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金について次のとおり関係書類を添えて報告し
ます。

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 施設名 | |
| 2 | 変更後交付申請額 | 円 |
| 3 | 既交付額 | 円 |
| 4 | 添付書類 | |
| | (1) 所要額調書（第2号様式） | |
| | (2) 所要額内訳書（第3号様式） | |
| | (3) 対象となる経費が確認できる書類（光熱費の領収書等） | |

第6号様式（第7条関係）

綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金額確定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

印

年　　月　　日付けで実績報告がありました　　年度綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金については、綾瀬市保育所等及び放課後児童クラブ光熱費高騰対策支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり額が確定しましたので通知します。

1 施設名	
2 確定額	円
3 既交付額	円
4 返還決定額	円